平成２２年（フ）第１５１号
滋賀県東近江市聖和町11番17号、住民票上の住所滋賀県東近江市沖野２丁目３番12号
債務者　奥　　美和
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第６０６号
京都市左京区聖護院西町21番地　中井繁方
債務者　山村久美子
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１０９２号
京都府宇治市宇治小桜39番地、住民票上の住所京都府宇治市槇島町薗場20番地の１
債務者　滝澤　正美
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１１２７号
京都府城陽市長池河原23番地　サンシード城陽102号
債務者　高村　弘江
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第４６５号
兵庫県尼崎市武庫元町１丁目33番７―204号
債務者　上村喜代子
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第４８５号
兵庫県尼崎市善法寺町25番１号
債務者　高原充欣こと山下充欣こと　野村充（旧氏名高充欣）
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第５６９号
兵庫県尼崎市南武庫之荘８丁目11番30号
ファミール福田Ⅰ　105号
債務者　秋山　明美
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第５７４号
兵庫県尼崎市南武庫之荘１丁目19番６―201号
債務者　平野さとみ
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第５８５号
兵庫県西宮市丸橋町８番52―202号
債務者　佐々木裕子
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第５９６号
兵庫県尼崎市東難波町３丁目25番１―407号
債務者　宮城　裕子
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第６０２号
兵庫県西宮市高須町２丁目１番29―719号
債務者　矢野　磯路
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第６０３号
兵庫県西宮市高須町２丁目１番29―719号
債務者　矢野　　昇
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１５３号
鳥取県鳥取市浜坂６丁目１番23―302号　県住１―302号、住民票上の住所鳥取県鳥取市面影２丁目４番12号　レオパレスプレミール111号
債務者　山本　　学
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１５９号
鳥取県鳥取市面影２丁目９番２号　メゾンＭ―１　Ｂ号、旧住所鳥取県鳥取市雲山73番地１
債務者　和多瀬　武
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１２２号
広島県呉市広中新開２丁目14番38号
債務者　河野　義人
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第１２３号
広島県呉市広中新開２丁目14番38号
債務者　河野　一彦
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第１２６号
広島県呉市焼山宮ヶ迫２丁目16番12号
債務者　西中　美和
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
広島地方裁判所呉支部